

昭和五十八年二月招集

第一回館山市議會臨時會會議錄

館山市議會

目次

日時	-----	二
場所	-----	二
出席議員	-----	二
欠席議員	-----	二
出席説明員	-----	二
出席事務局職員	-----	二
議事日程	-----	二
開會	-----	二
議長の報告	-----	二
議案の配付	-----	二
会議録署名議員の指名	-----	三
会期の決定	-----	三
議案第一号、議案第二号	-----	三
提案理由の説明	-----	三
委員会付託の省略(議案第一号)	-----	四
採決()	-----	四
神田守隆君の質疑、当局の応答(議案第二号)	-----	四
石井武敏君の質疑、当局の応答()	-----	六
石井輝久君の質疑、当局の応答()	-----	八
栗原一雄君の質疑、当局の応答()	-----	九
黒川平治君の質疑、当局の応答()	-----	〇
委員会付託の省略()	-----	〇
神田守隆君の討論()	-----	一

採	-----	一
議長の報告	-----	一
閉會	-----	一
本日の会議に付した事件	-----	一
決(議案第二号)	-----	一

一、昭和五十八年二月十四日(月曜日)午前十時
館山市役所議場

二、出席議員 二十五名

- | | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 一番 | 神田 守隆 | 二番 | 石井 謙 |
| 四番 | 横溝 功 | 五番 | 福原 勤 |
| 七番 | 古賀 礼四郎 | 八番 | 石井 昌治 |
| 九番 | 松下 正己 | 十一番 | 林 豊 |
| 一二番 | 栗原 一雄 | 一三番 | 近藤 好雄 |
| 一四番 | 渡辺 昭夫 | 一五番 | 伊藤 幸太郎 |
| 一七番 | 黒川 平治 | 一八番 | 流山 源次郎 |
| 一九番 | 石井 輝久 | 二〇番 | 石井 武敏 |
| 二一番 | 吉田 勇治郎 | 二二番 | 藤田 益治 |
| 二三番 | 菊井 敏博 | 二四番 | 和田 一郎 |
| 二五番 | 五十嵐 昇 | 二六番 | 伊賀 多朗 |
| 二七番 | 石井 正 | 二八番 | 安澤 徳順 |
| 二九番 | 安西 益男 | | |

三、欠席議員 一名

三〇番 山口 康

四、出席説明員

- | | | | |
|--------------------|-------|---------------------|-------|
| 市 長 | 半澤 良一 | 助 役 | 小倉 澄男 |
| 収入 役 | 太田 博雄 | 市長公室長 | 斎藤 武男 |
| 総務部長 | 鶴岡 卓樹 | 選挙管理委員会
委員長職務代理者 | 加藤 利 |
| 選挙管理委員会
事務局長書記長 | 蜂谷 達二 | | |
| 出席事務局職員 | | | |
| 事務局 長 | 高尾 豊 | 事務局 長補佐 | 熊谷 吉雄 |

書 記 兵藤 恭一 書 記 鈴木 哲
書 記 石井 一夫 書 記 嶋田 範夫

一、議事日程

昭和五十八年二月十四日午前十時開議

日程第一 会議録署名議員の指名

日程第二 会期の決定

日程第三 議案第一号 契約の変更について
議案第二号 館山市の議会の議員及び長の選挙にお
けるポスター掲示場の設置に関する条例の
制定について

開 会 午前十時四分開会

議長の報告

○議長(林 豊君) 本日の出席議員数二十四名、これより昭和五十八年第一回市議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

○議長(林 豊君) 本臨時会議案審議のため地方自治法第二百一
一条の規定による出席要求に対し、お手元に配付のとおり出席報
告がありましたので御了承願います。

議案の配付

○議長(林 豊君) ただいま市長から議案並びに説明書の送付が
ありました。

議案並びに説明書を配付いたさせます。

配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認めます。
本日の議事はお手元に配付の日程表により行います。

会議録署名議員の指名

○議長（林 豊君） 日程第一、会議録署名議員の指名を行います。
二番議員石井 謀君、二八番議員安澤徳順君、以上両君を指名
いたします。

会期の決定

○議長（林 豊君） 日程第二、会期の決定を行います。
本臨時会の会期につき、議会運営協議会の意見は本日一日とい
うことであります。

お諮りいたします。会期を本日一日と定めますことに御異議あ
りませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 豊君） 御異議なしと認めます。よって会期は本日一
日と決定いたしました。

議案の上程

○議長（林 豊君） 日程第三、議案第一号契約の変更について及
び議案第二号館山市の議会の議員及び長の選挙におけるポスター
の掲示場の設置に関する条例の制定についてを一括して議題とい
たします。

提案理由の説明

○議長（林 豊君） これより各議案に対する提案理由の説明を求
めます。

（市長半澤良一君登壇）

○市長（半澤良一君） 本日、ここに急遽第一回市議会臨時会を招
集いたしましたところ、議員の皆さま方におかれましては御多忙
の中を御出席賜り、誠にありがとうございます。

今回、急施を要するものとして御審議をお願いいたします案件
は、一般議案一件及び条例議案一件でございます。

まず、議案第一号契約の変更についてであります。コミュニ
ティ施設建設工事につきましては、昨年九月定例議会で議決をい
ただき着工しておりますが、そのうちの建築工事中基礎工事の試
験くい打ちの段階で、ボーリング調査では想定不可能な特殊地盤
であることから設計時のくい長さより長くなった個所もあり、
また地下室の基礎部分についても同様の地盤の特殊性による凹凸
と傾斜があることが推測され、直接基礎からくい基礎に変更せざ
るを得ませんでした。

したがって、これらの追加工事費として三百五十八万一千
円が増加することになりましたので、当初鹿島建設株式会社と四
億七千五百万円をもって契約を締結いたしました建築工事に係る
契約金額を四億七千八百五十八万一千円に変更しようとするもの
でございます。

次に、議案第二号館山市の議会の議員及び長の選挙におけるポ
スター掲示場の設置に関する条例の制定についてでございますが、
選挙の公正を確保し、あわせて選挙運動費用の節減に資する等の
ため、任意制ポスター掲示場の拡充等について公職選挙法の一部

改正が行われ、昭和五十六年四月七日公布、同年五月十八日から施行されました。本市におきましても法改正の趣旨にのっとり本条例を制定しようとするものでございます。

以上、提案理由について御説明申し上げましたが、いずれも急務を要するものでございますので、何とぞ慎重なる御審議を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○議長（林 豊君） 以上で提案理由の説明を終わります。

質 疑 応 答

○議長（林 豊君） これより各議案の審議を行います。

まず、議案第一号の契約の変更について御質疑を願います。

御質疑ございませんか。——御質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

委員会付託の省略

○議長（林 豊君） お諮りをいたします。

本案については委員会の付託並びに討論省略、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 豊君） 御異議なしと認めます。

採 決

○議長（林 豊君） よって、これより採決いたします。

本案を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 豊君） 御異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決されました。

質 疑 応 答

○議長（林 豊君） 次いで、議案第二号館山市の議会の議員及び長の選挙におけるポスターの掲示場の設置に関する条例の制定について御質疑を願います。

○一番（神田守隆君） ポスターの掲示場を——従来、公職選挙法のもとで千二百枚許されているものを掲示場の設置によって百五十枚ということで、制約をするということで、それはそれなりに、掲示場設置ということの意義も同時にわかるわけでありまして、しかし従来千二百枚ポスターを張り出す、そのことを通して選挙民にとってはどういう候補者がどういふふうに出ているかということを知る権利があるわけでありまして、それがいかに掲示場ということになったとしても非常に少なくなるということは事実だと思っております。

そこで、千二百枚から一気に百五十枚という非常に少なくなるということ、そのことで十分に市民に対して候補者のポスターとしての周知をしていくということが可能であるというふうにお考えなのかどうか、非常に重要な問題だと思っております。

いろいろ提案理由を読みますと、衆議院議員の選挙、あるいは参議院の地方区の選挙、あるいは県知事選挙、これも公営掲示場でやっているわけでありまして、市議会議員選挙とそうした選挙というものが同じということであらうかというその論拠、どういふことでそれが同じだということふうにお考えなのか。

次に、三つ目に選挙の公営化ということが重要なポイントだろうと思うわけですが、選挙の公営という問題を考える際に、ポスターの掲示場ということと同時に、やはり候補者の政見や経歴やその主張を直接選挙民に知ってもらおうという点ではやはり選挙公報を発行するというのが選挙の公営化という議論をする場合に本来の議論じゃなからうかというふうに思うわけでありませう。こうした点から選挙公報の発行についてお考えがあるのかなのか。検討されたのかどうなのか、あるとすれば検討の内容についてお聞かせ願いたいと思います。

○選挙管理委員会事務局書記長（蜂谷達二君） 第一点の衆議院議員選挙、それから参議院議員の地方区選挙、それから県知事選挙、これは公選法で義務づけられております。

それらと同じ数を設置すれば、それらの選挙と同じかどうかというところでございますけれども、これにつきましても提案理由で市長が申し上げましたとおり、昭和五十六年に公職選挙法が改正されました、これは市町村、県も同じでございますけれども、地方自治体におきまして条例を制定すればできるということを——その改正の趣旨は、やはり公営ポスター掲示場の設置につきましても、義務制ポスター掲示場の設置される選挙と同様な考え方で公選法は改正されたものと思います。

それから、周知がされるかどうかということでございますけれども、この点につきましても従来の個々の設置方法と異なりまして、今回公営ポスター掲示場が設置された場合におきましては、各候補者が一斉に同一場所に掲示されることとなりますので、選挙民につきましては一掲示場を見れば一覧性がありまして、すべ

ての候補者——どの候補者が立候補しているかということが一つの掲示場で十分わかるものと思います。

それで、すでに公営ポスター掲示場につきましては、昨年の埼玉県の大官市の選挙以来現在まで数市——きのう投票の終わりました隣接の白浜町につきましても、公営ポスター掲示場の設置で行われたわけでございますけれども、それらの結果等を見ましても非常によろしいというようなことでございましたので、問題はないと思います。

それから、公営化の推進ということで、選挙公報の発行の件でございますが、これにつきましても公営ポスター掲示場設置とともに検討いたしましたのが、館山市の場合、公報の印刷についての市内の印刷業者等をあたりまして検討いたしましたのが、御承知のとおり市の選挙につきましても告示から投票日までの期間が非常に短い、十日間でございます、公報につきましても立候補の受け付けが終わらないとその準備ができません、したがって、立候補の受け付けにつきましても告示日とその翌日の午後五時までということになりますので、それから遅くとも配布につきましても選挙期日の前二日というような公選法の趣旨から見ましても非常に間が狭くなりますので、印刷の日数及び点検、それから配布ということを見ますと相当無理があるということで、今回選挙公報の発行につきましても選挙管理委員会といたしましては断念せざるを——できればやりたかったわけですが、断念せざるを得なかったわけでございます。

○一番（神田守隆君） 選挙公報の発行の問題では、技術的に問題があつて断念したということでございますが、御参考までにお聞

かせいただきたいんですけれども、現在全国的には三百近くの市で選挙公報を発行しているというようにも聞いておるわけで、市議会議員選挙といたしましてはやはり日数は十日間ということと同じであろうかと思ひんですけれども、そうしたところを具体的に、県内ではどういうところでやっているか、今後こうした問題についての実施についてさらに検討する余地があるというふうに現在考えられておるのかどうか、とりあえず取りやめたという趣旨なのかどうか。

○選挙管理委員会事務局書記長（蜂谷達二君） 他の市でも行われているところはすでにごさいますけれども、それらにつきましては印刷業者の、要するに能力と申しますか、がございまして、館山市の場合、市内の印刷業者では印刷の期間がかかりますので、三日ぐらいかかるということでごさいますので、無理だというふうに判断いたしました。

すでに行われている市につきましては、そういうた能力のある印刷業者が市内にあるとか、あるいは新聞社等が近くでそこに発注しているとか、あるいは選挙専門の業者がございすけれども、そういうところが近場にあつてその業者等で印刷ができるというように市におきましてはすでに行われておりますが、館山市の場合、その点につきましては遠隔の地にごさいまして、無理だというふうに判断いたしましたわけでございすますが、今後、将来にわたりましては、その後の市内の印刷業者等の状況も変わらうかと思ひますので、でき得れば公報も発行したほうがよろしいというふうに選挙管理委員会としては考えております。

○議長（林 豊君） 他に御質疑ありませんか。

○二〇番（石井武敏君） 議案の第二号でございすますが、いままでの質疑、説明で私もよく理解しております。議案としては賛成なんですすが、確かにこのように合理化されてくるということは全国的に一つの傾向であるということ、また過去のいろいろなポスター掲示の行き過ぎ等を是正するために大変結構だと私は思ひます。そういうことで趣旨としては賛成なんですすが、できれば、掲示の個所がいままで千二百枚が百五十カ所の掲示ということになるわけですから、多いことにこしたことはないと思ひますが、百五十カ所に掲示個所がしぼられてきたいきさつ等につきましてはささかお尋ねをするものでございす。

掲示場所の設定にあたりましては、ここに説明がありますように、投票区ごとの選挙人名簿登録者の数、これが参考になっております。それから面積が参考になっております。この二つが——登録者数と面積が百五十カ所に至る主な基準になっておるわけでごさいます。そのへんにつきましては具体的にどのように、何名ぐらいのところでも一カ所としぼられてきたのか。

それから、百五十カ所ということでは御説明がありましたけれども、候補地としては実際いままでの検討の過程で何カ所があったのか。どのような難点があつてこのようになって、まだ候補地があるのか。どのようにしぼられてきたかやささか御説明を願ひたいと思ひます。

○選挙管理委員会事務局書記長（蜂谷達二君） ポスター掲示場の数のことでごさいますすが、これは公職選挙法の百四十四条の二に規定がございまして、ポスター掲示場の総数につきましては、投票区ごとに政令で定める基準に従つて計算しなさいということに

なっております。これによりますと、選挙人名簿登録者数と投票区的面積、それによってそれぞれ何カ所、何カ所というふうに定められております。館山におきましては二十投票区を設定しております。この次の統一地方選挙におきましても二十投票区で行う予定でございます。二十投票区のそれぞれの投票区ごとの選挙人名簿登録者数と面積で計算しまして、その各投票区ごとに出ました数を総計いたしましたものが百五十カ所ということになります。これは公職選挙法で定められておりますポスター掲示場の設置の総数の計算でございます。その数は絶対に——その数を減少させる場合は条例で御承認いただければ減らすことはできませんが、ふやすことはできません。ということ、公職選挙法の従来の衆議院の選挙、あるいは参議院地方区の選挙、県知事の選挙の義務制のものを法律上準用されることになりましたので、そういうことで計算したものが館山市の場合は百五十になる、こういうことでございます。

それから、候補地のことですが、これは従来の義務制ポスターの掲示場、各投票区ごとの設置場所を基準としまして、昨年十二月に他部局の職員の応援を得まして選定をしたわけでございますが、何分にも従来の選挙と違っています。市議会議員の選挙につきましては区画数も多くならずし、面積も非常に幅等とる関係で、従来のポスター掲示場の場所必ずしもそこには設置できないというところで他に選びまして、投票区ごとの数につきましては従来の選挙と同じ数を予定して選定してもらいました。

十分法の趣旨に沿った掲示場の設置ができるものという判断をいたしました、今回の条例の制定が提案されたわけでございます

が、そういう経過でございます。

○二〇番（石井武敏君） ただいまの説明で大方理解できたんですが、もうちょっと具体的に……。

そうすると、登録者の数、これが何名で一カ所という算定になるんですか。

また、なかなか算定どおり地域内に設置できないところもあつたんではないかというふうに考えるんで質問するんですが、お答え願います。

○選挙管理委員会事務局書記長（蜂谷達二君） 公選法の政令で定める基準でございますが、選挙人名簿登録者数一千人未満につきましては、二平方キロメートル未満が五カ所、二平方キロメートル以上四平方キロメートル未満が六カ所、四平方キロメートル以上八平方キロメートル未満七カ所、八平方キロメートル以上十カ所、それから選挙人名簿登録者数が一千人以上五千未満につきましては、四平方キロメートル未満七カ所、四平方キロメートル以上八平方キロメートル未満八カ所、それから八平方キロメートル以上十カ所、それ以上九カ所、選挙人名簿登録者数五千人以上一万人未満につきましては、四平方キロメートル未満八カ所、四平方キロメートル以上九カ所、選挙人名簿登録者数一万人以上につきましては、四平方キロメートル未満九カ所、四平方キロメートル以上十カ所、これが各投票区ごとに数を算定する基準になっております。

館山市の場合につきましては、それぞれの投票区の選挙人名簿登録者数及び面積からこの基準に従いまして数を算定したもので、設置できない箇所はございません。

逆に、畑の場合につきましては、有権者数が百六十ちよつとでございませぬか、程度で、逆に面積が非常に多いということで、この場合におきましては、この基準でいきますと七カ所設置になります。しかし実情がそういった関係で、政令で各投票区に設置する場合は、総数の計算につきましてはそれで計算して百五十ということ、実際に設置する各投票区ごとの場合におきましてはそういう不合理性がございませぬので、それらは数を逆に減らしまして、有権者数と面積の関係でもっと設置しなければならぬ、有権者数が面積が少なくても多いというようなところへは逆にそういうところからそつちへふやしていくということで合理的に配置を——人口密度とか地勢の状況を考えまして、従来もそうなっておりますが、今回もそれに従って各投票区ごとの設置数は確保してやりたい、こういうことで準備を進めております。

○二〇番（石井武敏君） 質問を進めますが、設置場所で公有地と私有地があるんではないかと思いますが、そのへんはどのようなになっておりますか。

○選挙管理委員会事務局書記長（峰谷達二君） 十二月中に選定いたしました候補地でございますが、百五十カ所の内訳といたしまして、その所有者別には、国、県の土地が二十カ所、それから館山市の土地が三十七カ所、それから神社、寺、町内会とか区とかの共有地、それから会社等、事業所の所有地が二十四カ所、それから純然たる個人の民有地六十九カ所、計百五十カ所という候補地が現在予定されております。

○二〇番（石井武敏君） 公有地の場合の貸借と個人の場合の貸借は違うと思いません。貸借はどのようになっておりますか。期限、

それから経費、借入金額、期間、契約の仕方、方法をもう少し明らかにしてください。

○選挙管理委員会事務局書記長（峰谷達二君） ただいまの時点ではまだ条例が制定されておりませんので、正式に契約とかそういったことはしておりません。条例制定がなされた後に正式に承諾を得たいと思っておりますが、国、それから館山市の公共用地、それから神社とか、寺とか町内会、区等の共有地につきましては無償で協力を得るということで考えております。純然たる民有地につきましては二千五百円程度の謝礼をお支払いしたいということで、期間としましては一応設置から撤去まで二十日間を考慮しております。

○議長（林 豊君） 他に御質疑ありませんか。

○一九番（石井輝久君） 二点御質問申し上げます。

昨日、十三日に、先ほど説明の中にもありましたけれども、隣りの白浜町で町長と議員の選挙がございました。やはり公営のポスター掲示というところで選挙が行われて、きわめて整然と、しかも白浜町の有権者だけでなく、よそからきている観光客等から実際話を聞いてみますと、美観の点とかきわめて好評を博していたという事実を私は確認しております。そういう点で、二〇番議員の発言の中で賛成だということを言っておられましたけれども、全く同感でございます。

ところで、お伺いしたいんですが、議案の説明資料の四ページにポスター掲示場設置数（予定）として一覧表がございますけれども、投票区の二十カ所が示されております。参考までに第一投票区から第二十までの投票区の場所の御説明を承りたいというの

が第一点でございます。

それから、第二点目といたしまして、設置数百五十カ所が数として示されており、わかりますけれども、設置場所がどこだということの提示を求めたいところで、百五十カ所だから一言しても書く方も大変ですけれども、これもすでに決定してあると思いますので、そこで現在資料として配布できる用意はございませんで、しょうかということが一点。もし配布の用意があればいま配布していただきたいし、現在配布の用意がなかったら後日、近日中に配布をしていただけないかどうか。百五十カ所、ここですとよということをお示し願えたら幸いです。

以上、二点について。

○選挙管理委員会事務局書記長（蜂谷達二君） 具体的な設置場所の略図であります、現在作成中でございます、それができましてから――きょう条例を御議決いただいて、条例が制定、公布されました後にこれらそういう略図、具体的なものをつくりまして、選挙管理委員会に諮りまして正式に決定をするという順序に事務的にはなりますので、現在直ちに設置場所の具体的なものを配布するという準備はまだできておりません。

後日の問題でございますが、後日の問題につきましてはそれができ次第配布は可能だと思います。

投票所の場所ですが、第一投票区の船形地区におきましては船形小学校を予定しております。それから那古地区につきましては那古小学校、それから第三の亀ヶ原、西郷につきましては亀ヶ原の八幡神社を予定しております。それから第四の八幡、湊、三軒

町、渚地区につきましては安房高校を予定しております。それから第五の神明町、南町、六軒町、高井、上野原地区でございますが第三中学校を予定しております。それから第六の長須賀、青柳新宿でございますが、これは長須賀の公会堂を予定しております。それから第七の六軒町、北条海岸、新井、下町でございますが、これは第二中学校の中にございます市営の体育館でございます。それから第八でございますが、これは館山小学校でございます。

第九でございますが、これは市営プールの管理棟を予定しております。第十につきましては旧東小学校を予定しております。それから第十一につきましてはこれは西川名の西川名会館、区有のものでございますが、そこを予定しております。それから第十二につきましては旧西小学校の講堂を予定しております。第十三につきましては藤原にございます集荷所を予定しております。それから第十四につきましては神戸の公民館の分館を予定しております。それから第十五につきましては富崎小学校を予定しております。それから第十六の神余地区につきましては神余小学校を予定しております。それから第十七の豊房地区につきましては豊房小学校、第十八の畑地区につきましては畑の青年館、それから第十九の館野地区につきましては館野小学校、それから第二十につきましては九重小学校。これもいまのところ予定でございます。その後の状況によっては変わるかもしれませんが。これも後日、三月に入りましてから選挙管理委員会が正式に決定される予定でございます。

○議長（林 豊君） 他に御質疑ございませんか。

○一二番（栗原一雄君） 二点ほどお尋ねいたします。

県内における最近の任意制ポスター掲示場の拡充等について、いわゆる公職選挙法の改正が行われた昭和五十六年四月七日以後の県内においての条例改正等の行われた他市町村の状況がかわかりなかつたらお願いしたいと存じます。

もう一点でございますが、実施されました公営ポスター掲示場のいわゆる効果と申しましょうか、そのメリット、デメリットについての違いについて、十分検討されましたその利点が多いというところで提案されたものであらうと存じます。したがって、その違いについて、利点、欠点についてお尋ねをいたします。以上です。

○選挙管理委員会事務局書記長（蜂谷達二君） 他市の状況でございますが、手元には県下の状況だけしか資料ございませんので、県下の条例制定の状況でございますが、市では銚子市、船橋市、木更津市、成田市、佐倉市、八日市場市、旭市、習志野市、柏市、流山市、鎌ヶ谷市、浦安市の十二市が現在まで条例が制定されておりまして。

すでに、旭市におきましては、公営ポスター掲示場設置に基づく選挙も一月に終わっております。そういう状況になっております。

あと、ちょっと付け加えさせていただきますが、近隣でも千倉町、それからあるいはきのう行われました白浜町におきましても公営ポスター掲示場設置の条例が制定されております。

それから、メリットとデメリットの関係でございますが、すでに終わりました旭市等に照会してみましたところ、メリットの方は、確かに美観の維持とか、それからポスター掲示についての従

来におきますトラブル、そういうものが全然ございませんで、非常によかつたという評価でございます。

デメリットにつきましては、特に聞いておりません。以上でございます。

○議長（林 豊君） 他に御質疑ございませんか。

○一七番（黒川平治君） ポスターの掲示場の議案、これは大賛成でございますが、説明資料の第十四投票区、十部落に対して九カ所というような設置数になっておりますが、この点についてひとつお聞かせいただきたいと思っております。十部落に対して九カ所の設置数、この点について。

○選挙管理委員会事務局書記長（蜂谷達二君） ただいまの十四投票区の設置数の関係でございますが、これは先ほど申し上げましたように、公選法の政令の基準に従いまして十四投票区の有権者と面積によって算定された基準で設置の数をしております。

○一七番（黒川平治君） 地形の関係でこの部落はなかなか掲示場の——十部落はやはり山間地域の関係上、部落的に地域がひとかたまりずつになっている。この十部落のところは九カ所ということになりまして、一部落ない部落ができますけれども、やはり公平を欠くような面、実際に掲示場を設置する場合にうちの部落はということで地元で必ず起きると思っておりますけれども、十カ所と一カ所ふやしていただきたいというふうに要望いたします。

○議長（林 豊君） 他に御質疑ありませんか。——御質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

委員会付託の省略

○議長（林 豊君） お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 豊君） 御異議なしと認めます。よつて委員会の付託を省略することに決しました。

討 論

○議長（林 豊君） これより討論に入ります。

○一番（神田守隆君） ポスターの掲示場設置に関する条例に反対の討論をいたします。

公職選挙法のもとでは千二百枚というようなことでポスターの数が認められているわけですが、これが百五十枚ということとで、これを減らすということはやはり十分選挙民が選挙ということとで選択をするという上ではやはりマイナスだということと賛成できないわけがあります。

また、選挙の公営ということがこの趣旨になっておりますが、とすれば、公営掲示板を設置すると同時に千二百枚という本来認められたポスターの数も同時に保証するということも十分考えられるわけで、そうした形で制約をするという点に関して、私どもは今度の掲示場の設置条例、これについては了解できない。

さらに、選挙の公営化という点から言へば、今後さらに選挙公報の発行などということについても十分検討をすべきじゃないかということとで、これについても現状ではできないというようなことでありますから、結果的には選挙民にとっては制約の方ばかり

が前に出るというようなことで、今回の公営ポスター掲示場の設置には反対をいたします。

○議長（林 豊君） 他に討論はございませんか。——討論なしと認めます。よつて討論を終結いたします。

採 決

○議長（林 豊君） これより採決をいたします。

採決は起立により行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 豊君） 起立多数であります。よつて本案は原案どおり可決されました。

議 長 の 報 告

○議長（林 豊君） この際、御報告申し上げます。

去る第四回市議会定例会において建設経済委員会に付託され、閉会中の継続審査に付されております大型店出店促進に関する請願書について、請願代表者の変更届が提出され、館山市船形三百八十九、茂木八重子を館山市布良九百四十七、木高松男とする旨の届出がありましたので御報告いたします。御了解願ひます。

閉 会

○議長（林 豊君） 以上で本臨時会に付議されました案件は議了されました。

よつて、これにて第一回市議会臨時会を閉会します。

○ 本日の会議に付した事件

一、 会議録署名議員の指名

二、 会期の決定

三、 議案第一号及び議案第二号

地方自治法第二百二十三条第二項の規定により署名する。

館山市議会議長

林

豊

館山市議會議員

石

井

謀

館山市議會議員

安

澤

徳

順

